尼総企第689号

裁 決 書

審査請求人 〇〇〇〇〇

審查請求代理人 ×××××

処分庁 兵庫県尼崎市長

審査請求人が令和2年12月28日にした、処分庁尼崎市長(以下「処分庁」という。) による令和2年10月28日付け市税延滞金減免不許可決定処分に係る審査請求(令和2 年度審査請求第3号。以下「本件審査請求」という。)について、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求を棄却する。

事案の概要

1 関係法令等の定め

- (1)地方税法(以下「法」という。)第326条第4項は、「市町村長は、納税者又は 特別徴収義務者が第1項の納期限までに税金を納付しなかつたこと、又は納入金を納 入しなかつたことについてやむを得ない理由があると認める場合には、同項の延滞金 額を減免することができる。」と定める。
- (2) 法第323条は、「市町村長は、天災その他特別の事情がある場合において市町村 民税の減免を必要とすると認める者、貧困に因り生活のため公私の扶助を受ける者そ の他特別の事情がある者に限り、当該市町村の条例の定めるところにより、市町村民 税を減免することができる。但し、特別徴収義務者については、この限りでない。」 と定める。
- (3) 法第15条第1項は、「地方団体の長は、次の各号のいずれかに該当する事実がある場合において、その該当する事実に基づき、納税者又は特別徴収義務者が当該地方団体に係る地方団体の徴収金を一時に納付し、又は納入することができないと認められるときは、その納付し、又は納入することができないと認められる金額を限度として、その者の申請に基づき、1年以内の期間を限り、その徴収を猶予することができ

る。」と定める。

(4)日本国憲法(以下「憲法」という。)第30条は、「国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ。」と定め、憲法第84条は「あらたに租税を課し、又は現行の租税を変更するには、法律又は法律の定める条件によることを必要とする。」と定める。

2 審査請求に至る経緯

- (1) 処分庁は、平成28年6月1日付けで、審査請求人に対し、平成28年度市民税・ 県民税納税通知書兼税額変更通知書を発送した。その税額及び納期限は、第1期32, 800円(納期限:平成28年6月30日)、第2期29,000円(納期限:平成 28年8月31日)、第3期29,000円(納期限:平成28年10月31日)、第 4期29,000円(納期限:平成29年1月31日)であった。
- (2)審査請求人は、(1)の市民税及び県民税(以下「本件市民税等」という。)を納期限までに納付しなかったことから、処分庁は、審査請求人に対し、督促状を発送した。
- (3)審査請求人は、令和2年8月3日、本件市民税等及び督促手数料全額を納付した。 これにより、処分庁は、延滞金(以下「本件延滞金」という。)を、39,900円 と確定した。
- (4)審査請求人は、同年10月12日、処分庁に対し、本件延滞金に係る市税延滞金減 免申請書を提出した。
- (5) 処分庁は、同年10月28日、審査請求人に対し、本件処分を行い、市税延滞金減 免不許可決定通知書を発送した。

審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

審査請求人はおおむね次のとおり主張し、本件処分の取消しを求めている。

- (1) 安定したより多くの収入を求めて転職又はスキルアップするために受講した資格取得の研修費用の臨時支出と、本件市民税等の納期限が重なったため支払うことができない状況にあった。平成28年度当時の収入によると、憲法第25条により保障される最低生活以下の生活を強いられており、生活保護受給が可能な状態(要保護状態)であった。以上の事情によれば、法上の「やむを得ない理由」が認められるのであるから、本件延滞金の全額免除あるいは大幅に減額を行うべきであり本件処分は不当ないし違法である。
- (2) 処分庁は、本件処分の際に証拠として扱うべき「市税延滞金減免申請に係る申立書」を証拠として扱っておらず、この点において違法である。
- (3) 延滞金額について、本件市民税等を支払うことを審査請求人が処分庁に対して令和 2年7月17日に知らせて以降に加算された延滞金については、審査請求人が負担さ せられるべきいわれのないものであり、これについては減額がされるべきである。
- (4) 本件市民税等は、本来されるべき寡婦控除がなされておらず更正が必要である。市

県民税の更正は平成25年度から平成28年度までにおいて必要であり、4年間分の 過納付本税額と本件延滞金を対当額で相殺する旨の意思表示をする。

2 処分庁の主張

処分庁はおおむね次のとおり主張し、本件審査請求を棄却すべきとする裁決を求めている。

- (1) 法第326条第4項に規定する「やむを得ない理由があると認められる場合」とは 納期限までに納付することができなかったことにつき納税者の責めに帰することので きないようなやむを得ない客観的な事情が存在し、かつ、延滞金の負担を課すことが 相当性を欠くと認められるような事由がある場合を指すと解するのが相当である。
- (2)本件延滞金の減免申請においては本件研修受講費を支出した事実の認定ができた。 しかし、その事実があったことのみをもって、本件市民税等を各納付期限までに納付 することができなかった「やむを得ない理由」があったと認めることはできなかった ため、減免を行わなかったものであり、本件処分は適法かつ妥当である。

理 由

1 認定事実

- (1)審査請求人は、本件延滞金の減免申請にあたり、介護職員初任者研修及び実務者研修(ホームヘルパー2級修了)の受講にかかる費用をそれぞれ、受講料79,800円及び受講料99,700円を支出したこと並びに平成28年度第1期から第4期の市県民税の滞納は、当該臨時支出の時期と重なったためである旨を申し立てている。
- (2)審査請求人は、平成27年6月25日付けで介護職員初任者研修を修了し、平成2 8年10月19日付けで実務者研修を修了した。
- (3) 平成28年当時、審査請求人は寡婦であり、かつ、2児を育てており、同年中の収入は3,301,667円、平成27年中の収入は2,545,200円であった。
- (4)審査請求人は、本件延滞金の減免申請において、「母の借金及び前夫の借金返済」、 「国民健康保険料を滞納し、分納誓約をして支払っていたこと」及び「本税の減免手 続きを行うべき状況であったこと」を申し立てた旨を主張するが、同申請においてこ れらを裏付ける資料等の提出はなされていない。
- (5) 本件延滞金額は、令和2年7月15日時点では39,400円であったが、本件市 民税等が納付されたのは令和2年8月3日であり、納付日時点での本件延滞金額は3 9,900円であった。

2 法第326条第4項該当性について

(1) 法第326条第4項に規定する「やむを得ない理由」

ア 法326条第4項は、市県民税の納税者等が、納期限までに税金を納付しなかったことについてやむを得ない理由があると認める場合には、延滞金額を減免することができると規定している。ただし、いかなる場合に「やむを得ない理由

があると認める」べきか、については規定されていない。

なお、尼崎市においては延滞金減免取扱要綱(以下「本件要綱」という。)を 定めているが、それは事務処理の便宜のため減免が可能な場合についての処理基 準を規定しているものであるから、上記「やむを得ない理由」の有無については、 法の趣旨に照らして判断するのが相当である。

イ そこで、法における規定の文言を検討する。地方税においては、徴収猶予については法第15条第1項が、市民税の減免については法第323条が、市民税の延滞金の減免については法第326条第4項が規定しており、それぞれ要件が異なっている。まず徴収猶予の要件については、法第15条第1項各号のいずれかに該当する事実がある場合においてその該当する事実に基づき納付等ができないと認められるときに猶予ができると定められている。また、市民税の減免については、天災その他特別の事情がある者及び貧困により公私の扶助を受ける者その他特別の事情がある者に限り減免することができると定められている。他方、延滞金の減免については「やむを得ない理由があると認める場合」と定められるのみであり、法第15条第1項各号や法第323条のような要件の厳格化はその文理からも読み取ることができない。以上によれば、延滞金の減免については、ほかの二つの場合に比して緩やかに認定することが許されると解するべきであり、「やむを得ない理由があると認める場合」とは、納期限までに市民税を納付することが困難であると認められる客観的な事情が存在し、かつ、延滞金の負担を課すことが相当性を欠くと認められるような場合を指すものと解するべきである。他方で、延滞金の減免について、法第326条第4項が「減免することができ

他方で、延滞金の減免について、法第326条第4項が「減免することができる」との表現を用いていることや、納税者間の課税負担の公平性の観点からすると、市町村長には延滞金を減免するかどうかについて一定の裁量権が与えられ、延滞金を減免しない処分が違法となるのは、このような処分が市町村長に与えられた裁量権の範囲を逸脱ないし濫用するような著しく不当な場合に限られると解すべきである。

(2) 判断

- ア 上記認定事実によれば、審査請求人が平成27年6月25日付けで修了した介護職員初任者研修には研修受講料として79,800円の支出が必要であったこと、また平成28年10月19日付けで修了した実務者研修には研修受講料として99,700円の支出が必要であったことは、本件延滞金の減免申請時に添付された資料から客観的に明らかであった。しかしながら、介護職員初任者研修は平成27年にすでに修了済みであることや上記研修受講料を支出した時期は明らかにされていないことからすると、本件市民税等の納期限と上記支出との先後関係は不明であり、本件市民税等の滞納が上記支出を原因とするものであるとは認めることはできない。
- イ また、審査請求人が本件延滞金の減免申請において主張したその他の事情については、何ら添付資料がなく、それらの事情が本件減免申請の当時に客観的に明らかな状況であったとは言えない。
- ウ 更に、審査請求人が主張する本件市民税等の寡婦控除に関する誤りについては、

本件審査請求において新たに主張された事情であり、本件市民税等の納期限の時点において審査請求人が納付しなかった理由であるとは認められない。

- エ よって、本件延滞金の減免申請の際に添付した資料によっては、審査請求人が 納期限までに税金を納付しなかったことについて、「やむを得ない理由」が客観 的に明らかであったとは認められず、これを不許可としたことが、社会通念上著 しく合理性を欠き、処分庁に与えられた裁量権を逸脱ないし濫用したものとは認 められない。
- オ 本件延滞金については、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じて 算定されるのであり(法第326条第1項)、令和2年7月15日時点以降、同 年8月3日の本件市民税等の納付までの日数に応じて加算されたことについて違 法はない。審査請求人は、代理人弁護士において同年7月17日付けで本件市民 税等の納付の意思を通知したのであるから、これ以降の延滞金については処分庁 の都合で発生したものであり減額すべきであると主張するが、納付書の郵送を指 示したのは代理人弁護士であり、郵送により納付までに日数を要することは明ら かであるから、処分庁の責に期すべき事由によって延滞金額が加算されたとはい えない。よって、この点について処分庁に不当な点は認められない。
- 3 上記以外の違法性又は不当性についての検討 他に本件処分に違法又は不当な点は認められない。

4 結論

以上のとおり、本件処分に違法又は不当な点は認められず、本件審査請求には理由がないことから、行政不服審査法第45条第2項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和4年9月22日

審査庁 尼崎市長 稲村 和美

(教示)

1 この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月 以内に、尼崎市を被告として、裁決の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法 であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。

処分の違法を理由とする場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算 して6か月以内に、尼崎市を被告として(訴訟において尼崎市を代表する者は尼崎市 長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。

2 ただし、上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年 を経過した場合は、裁決の取消しの訴えを提起することはできなくなります。 なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの裁決があった日の翌日から起算 して1年を経過した後であっても裁決の取消しの訴えを提起することが認められる場 合があります。